

平成 30 年度 板橋区生活安全協議会

開催日時 平成 30 年 7 月 11 日 10 時 00 分～11 時 00 分
会 場 区役所本庁舎南館 4 階 災害対策室 A・B (防災センター)
主席者数 区長、生活安全協議会委員 23 名 (4 名欠席) 専門委員 14 名

1 開会・委嘱状交付

防災危機管理課長：委嘱状の交付を行います。

—委嘱状の交付—

防災危機管理課長：資料の確認をさせていただきます。

—資料確認—

防災危機管理課長：平成 30 年度 板橋区生活安全協議会を開会します。会長の坂本区長よりご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

区 長 坂本 健

皆様、おはようございます。早朝から板橋区生活安全協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。皆様におかれましては、平素から板橋区の安心・安全にご尽力いただきますことに、改めて感謝を申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、警視庁からの情報によりますと、区内における平成 29 年中の刑法犯罪認知件数は 4,677 件でございました。これは前年に比べますと、824 件減少していることとなり、大変喜ばしく思っております。ただし、内容をよくみますと、オレオレ詐欺や振り込め詐欺など、特殊詐欺の件数が 113 件から 162 件と増加をしております。残念なことでありますが、今年の 1 月、2 月期の特殊詐欺の被害件数が、23 区の中では板橋区が一番多いという状況になってしまいました。被害者は高齢者の方が多く、その大切な財産を狙うという卑劣な行為は、断じて許されるものではございません。

その他にも、近年子供を狙った犯罪が全国で多発をしております。5 月に新潟市で発生した痛ましい事件は、皆様の記憶に新しいことではないかと思えます。子供に対する犯罪を板橋区では絶対に起こさないという気持ちを持ち、区内警察署と強固な連携をとって、様々な手段で被害防止に立ち向かっていきたいと考えております。

本協議会におきましては、様々な団体の方々にお集まりいただいております。それぞれの立場から意見を交わしていただくことはもちろんのこと、お互いに協力し合うことによって、犯罪が少な

い安心・安全な板橋区を目指していきたいと考えておりますので、皆様の活発なご議論をよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

防災危機管理課長：続きまして、板橋区議会 大野 議長よりご挨拶いただきます。

区議会議長 大野 はるひこ

おはようございます。本日お集まりの皆様方には、区民の皆さまが安全で安心した生活がおくれるよう、日頃からご尽力をいただき、誠にありがとうございます。

昨年の板橋区内の犯罪件数は、前年に比べ824件減少しており、全体では5,000件を下回っております。これもひとえに、板橋区生活安全協議会の皆様方の地道で熱心な取り組みの成果であると心から感謝を申し上げます。

しかしながら依然として、子どもたちや高齢者の方々が被害者となる犯罪が後を絶たず、犯罪自体が悪質かつ巧妙化しているという現状もございます。

皆様方におかれましては、今後もこれまでの成果を確実に定着させながら、区民の方々が安心した生活を送れるよう、より一層のご協力をお願い申し上げます。私共区議会といたしましても、区、関係団体の皆様と一丸となって、区内の犯罪をゼロにしていきたいという気持ちで、全力で取り組んでまいります。

大変厳しい暑さが続いております。熱中症などには十分ご注意ください、夏を乗り切ってくださいと思います。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

防災危機管理課長：続きまして、区内の警察署を代表しまして 小宮山 志村警察署長よりご挨拶いただきます。

志村警察署長 小宮山 文彦

皆様、おはようございます。志村警察署の小宮山でございます。区内の警察署を代表しまして、ご挨拶申し上げます。生活安全協議会の皆様には、平素から警察業務にご理解とご協力をいただき、この席をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

最近の都内の治安情勢について申し上げますと、刑法犯の認知件数が、平成14年には30万件を超しておりましたが、以降15年連続で減少し、昨年は約125,000件と戦後最少となりました。板橋区内におきましても、同様の傾向でございます。この成果は、関係行政機関、各地区防犯協会をはじめとした、関係団体の皆様方が中心となり、地域安全活動や防犯カメラ設置など、ソフト、ハード両面の各種対策を積極的に取り組んでいただいた賜物でございます。

しかしながら、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺や、子どもや女性に対する犯罪など、平穏な生活を脅かす犯罪は、依然として発生しております。板橋区内におきまして、今年、特に特殊詐欺の発生が増加しており、本年5月末現在で、認知件数89件、前年比+43件で、被害額は約2億4000万円となっております。区内三署といたしましては、管内の発生状況を迅速的確に把握、分析し、検挙と抑止の対策を総力を挙げて推進しておりますが、対策の実効性を高めるためには、皆様方のお力添えが不可欠でありますので、引き続きのご協力をいただきますようお願い申し上げます。

その他、犯罪発生状況の詳細につきましては、後程担当者から説明させていただきますが、今後も住民の皆様が安全で安心して生活できる犯罪の起きにくい街づくりと、規範意識の向上を目指した各種対策を推進してまいりますので、皆様方のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

終わりにこれから暑さ厳しい夏を迎えますが、皆様方のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

防災危機管理課長：続きまして、区内の消防署を代表しまして 諸橋 板橋消防署長よりご挨拶いただきます。

板橋消防署長 諸橋 健吾

おはようございます。板橋消防署長の諸橋です。2署消防署を代表いたしましてご挨拶させていただきます。日頃から、消防行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

消防署といたしましては、一番の目的は火災による被害を少しでも減らすことですが、今年板橋消防署管内では2の方が亡くなり、志村消防署管内では自損ですが1の方が亡くなっております。火災件数自体は減っていますが、消防署としましては、少しでも死者を出さないために、地域の方のご協力を得ながら、高齢者の方の家を実際に訪問し、アドバイスをさせていただく対策を今年も更に取り組んでいきます。

また、住宅用火災警報器が火災の早期発見に非常に効果があり重要だと考えております。条例設置で義務化されてから10年が経過し、電池の使用期限をむかえ、電池切れの住宅用火災警報器が発生してきます。警報器の交換、電池交換の広報をしていますが、警報器が付いていることに安心してしまい、しかし電池切れで機器が機能していない状況が一番怖いことだと思いますので、広報活動をさらに進めてまいります。

救急についてですが、今年も救急件数は1%ほど増加しています。東京消防庁全体でも、毎年1%ほど増加しております。救急車の増車等の対策を毎年とってはいますが、板橋区管内でも増加している状況です。消防署といたしましては、救急車を呼ぶか悩んだ時に電話をしてもらおう#7119について広報をさらに取り組んでまいります。不要不急の救急は避けていただきたいですが、皆様方にお伝えさせていただきたいことは、本当に危ない、救急車が必要だと感じたら、遠慮なく呼んでいただきたいと思っております。

今後とも、地域の安全、安心のために努めていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願い

いたします。

防災危機管理課長：これより議事に入ります。議事進行は、会長である坂本区長にお願いいたします。坂本区長、よろしくお願い致します。

会長：ただいまから報告事項に入ります。「平成29年度板橋区生活安全協議会の取り組み」について、防災危機管理課長とくらしと観光課長から説明をいたします。

3 報 告

平成29年度板橋区生活安全協議会の取り組み

防災危機管理課長

平成29年度の生活安全協議会での取り組みについてご報告いたします。まず、専門部会の報告としまして、資料1-1をご覧ください。

「1 活動概要」でございます。安心・安全まちづくり専門部会を、平成29年8月25日、平成30年1月31日の2回にわたり開催いたしました。この専門部会では、重点項目である自転車盗難対策と火災予防対策について、検討してまいりました。まずは警察や消防から報告をいただき、現状を把握し、それぞれの団体による活動実績やその対策について話し合っていました。

続きまして、「2 重点項目に関する活動報告」をご覧ください。「(1) 重点項目1 自転車盗難対策」につきまして、「①現状」でございますが、区内の犯罪の約4割を自転車盗難が占めております。平成29年中の被害件数は1,706件でございます。平成28年の2,382件から約600件の大幅な減少となっております。自転車盗難につきましては、その約半数が無施錠であったとの報告を受けております。施錠の徹底が求められている状況です。「②意見」としましては、資料に記載のとおりのおりが出されました。これを受けまして、「③対策」として広報での意識啓発、駅やショッピングセンターでのキャンペーン、町会・自治会や学校での啓発活動等を引き続き行っていくこととしています。

「(2) 重点項目2 火災予防対策」につきましては、「①現状」として区内での平成29年中の火災件数は159件となっております。出火原因で一番多いのが放火となっております。「②意見」としましては、隣人、町会・自治会での連携、コミュニティを作っていくことが大事であるというものが出されました。「③対策」としては街頭でのキャンペーンや火災予防活動の実施、また火災報知器の設置や点検を進めていくことについて議論いたしました。

続きまして、資料1-2 特殊詐欺・悪質商法対策専門部会の報告につきまして、くらしと観光課長よりご説明申し上げます。

くらしと観光課長

それでは資料1-2をご覧ください。平成29年度特殊詐欺・悪質商法対策専門部会の報告をさせていただきます。

「1 活動概要」につきましては、平成29年8月25日、平成30年1月31日の2回開催いたしました。それぞれ表記の内容を検討いたしました。

続きまして、「2 重点項目に関する活動報告」でございます。「(1) 現状」といたしまして、特殊詐欺と悪質商法を隔年で取り上げておりまして、平成29年度は特殊詐欺が重点項目の年でございます。特殊詐欺は、オレオレ詐欺の被害件数が多く、また平成29年の被害金額は約2億7千万円にのぼっております。消費生活相談における60歳以上の方からの相談は相談全体の約3割を占め、高齢者の場合、トラブルに巻き込まれる金額が他の年代より高額になる傾向があるので注意が必要でございます。

「(2) 意見」でございます。10代の子どもの受け子などの加害者になってしまうことがある。また、重点犯罪の中では侵入強盗が増加しており、近所で押し買いの被害にあったと聞いた。町会の加入率低下による地域の関係性の希薄化も問題の一つではないか。さらに、特殊詐欺の被害にあった高齢者の精神的ショックは大きい。新年度に自動通話録音機能付き電話の購入助成と自動通話録音機の無償貸与を行うことで、有効な手立ての一つになればいいとのご意見をいただきました。

「(3) 対策」につきましては、学校では警察官に講師となって来てもらい話をしてもらっています。今後は保護者にも多く注意喚起していきたい。また、高齢者は特殊詐欺に合わないよう身内や親しい人に相談をしたり、警察や役所に連絡するなど、一人で抱え込まないようにすることが必要である。特殊詐欺や悪質商法の被害防止に向け関係機関が連携していく必要があるとのご意見をいただきました。

「(4) 総括」でございます。悪質商法は、依然として高齢者の相談割合は3割と多く、トラブルに巻き込まれる金額も大きい傾向にある。またスマートフォンの普及に伴い、小中学生の若年層、また若者から高齢者まで架空・不当請求やワンクリック詐欺等、インターネットを介したトラブルに合う世代が広がっています。特殊詐欺は依然として被害金額が大きく、またその被害者の多くが高齢者である。このことから平成30年度も引き続き協議をしていき、対策に取り組む必要があるとしております。

3ページをご覧ください。重点項目に関する区の取り組みでございます。「(1) 特殊詐欺」では、①～⑧までの表記の通り取り組みました。「(2) 悪質商法」につきましては、区の情報誌、また広報いたばしによる事例紹介等を行い、啓発に向けた取り組みを行いました。

説明は以上となります。

防災危機管理課長

資料1-3をご覧ください。平成29年度の区の取り組みについて報告いたします。

まず、主な活動としまして「1 第26回板橋区犯罪抑止生活安全のつどい」を平成29年10月6日に警察署、防犯協会、町会連合会との共催で文化会館大ホールで開催しております。内容としましては、NPO法人はばたけ千早事務局長の城寿子さんに、実際に騙されてしまったオレオレ詐

欺の被害体験を話していただきました。次に元殿さまキングスの多田そうべいさんにより「振り込め詐欺」に関する講演していただきました。その後に演歌歌手の角川博さんによる歌謡ショーがあり、盛況のうちに終了することができました。参加者は1,002名となっております。

次に「2 板橋区生活安全の日」キャンペーンでございます。グリーンホールを会場としまして、12月20日に開催しました。プロの劇団員による特殊詐欺に関する寸劇や「めおと漫才ジキジキ」による漫才を織り交ぜた講演、板橋消防署による防災製品の展示などを行い、約200名の参加がございました。その後、東武東上線大山駅に移動いたしまして、防犯・防火街頭キャンペーンを実施し、防犯グッズの配布を行いました。これに関連しまして、町会・自治会の皆様に対しましては、年末年始の防犯・防火パトロールの実施を依頼してご協力をいただいております。

次に「3 板橋区安心・安全パトロール」でございます。区内を3台のパトロールカーで、日中は子どもの下校及び帰宅時間に合わせ、13時30分から19時30分まで巡回しております。夜間につきましては、地域団体の皆様にご協力いただいているパトロールが困難な時間帯になる22時から翌朝5時まで巡回しております。また特別巡回として、不審者や犯罪発生情報等があった地域の巡回強化につきましては、24回実施いたしました。なお、このパトロールにつきましては、本年6月から「資源持ち去り防止パトロール業務」と「公園総合防犯警備業務」を統合して「総合安心・安全パトロール」として、24時間切れ目のない巡回を行う形で実施しております。

次に2ページの「4 板橋セーフティー・ネットワーク」事業についてでございます。参加事業者の皆様には、日頃の業務の傍ら、地域見守りパトロール活動にご協力をいただいております。不審者等を発見した場合に警察に通報することや、業務で使用する自動車や自転車に「パトロール中」のステッカーを張り、犯罪の抑止に協力していただいております。「(2) 参加事業者数」でございますが、平成30年3月末時点で新たに6事業者が加入し、115団体となっております。総勢5,513名、車両3,737台の規模になっております。(3) としましては、事業者連絡会を7月15日と2月14日に行いました。

次は「5 地域団体等への防犯設備整備補助金の交付」についてでございます。こちらは、町会・自治会、商店街等の地域団体が街頭防犯カメラを設置する際の費用を一部助成するものでございます。平成29年度は、9団体、82台の防犯カメラが新たに設置されました。なお、区内全体での設置台数は591台まで増えております。

「6 地域安全マップ作製講習会」につきましては6月25日に、「7 親子体験型防犯講習会」につきましては、3月3日、4日に実施いたしました。

「8 パトロール用品の配布」でございます。自主的に防犯活動を行う団体に対し、用品の配布を行っております。主にステッカー類が多いのですが、総計約3,000個を配布しております。

「9 広報関係」でございます。「(1) 最近の犯罪発生情報」でございますが、警視庁本部や区内各警察署からの情報をもとに、区内で発生した犯罪情報を掲載した情報紙を、毎週発行しております。区のホームページに掲載するほか、希望される方にはメールでの配信も行っております。その他にはここに記載してある通りの広報活動をしてまいりました。

昨年度の生活安全対策の主な取り組みは以上でございます。

会長：次に「板橋区内指定重点犯罪等認知件数」について、志村警察署生活安全課長にお願い致し

ます。

板橋区内指定重点犯罪等認知件数

志村警察署生活安全課長

皆様おはようございます。私からは板橋区内における本年1月1日から5月31日現在の犯罪発生状況についてご報告させていただきます。資料2をご覧ください。

まず初めに刑法犯認知総数について5月31日現在、暫定値ではありますが、1,697件、昨年比マイナス220件11.4%の減少となっております。中でも一番多い犯罪が昨年と同様自転車盗となります。自転車盗については、皆様のお力添えもありまして、毎年徐々に減少しておりますが、現在も3署併せて529件と、未だ犯罪全体の31%を占めている状況にあります。従いまして、引き続き重点的に抑止すべき犯罪として各種対策を講じて参りたいと考えております。

続きまして、住民が身近で不安を感じる犯罪として、警視庁が指定している指定重点犯罪についてご報告させていただきます。現在3署併せて202件、昨年比プラス32件18.9%の増加となっております。罪種別では、特殊詐欺、ひったくり、侵入窃盗が増加傾向にあり、強盗、性犯罪、自動車盗、子どもに対する犯罪が、減少または横ばいとなっております。昨年と比べて増加した主な原因としましては、今年に入り3署管内ともに特殊詐欺被害が激増したことによりです。先ほど署長からもご説明させていただきましたが、5月末現在、合計89件、昨年同時期と比べまして43件の増加となり、危機的状況が続いております。こうした背景の一因としましては、今まで大規模組織でやっていたものが、それぞれ暖簾分けされ組織が増えていくとともに、かけ子、出し子、受け子といった末端犯罪者もインターネットの闇サイトを媒介としまして、相乗的に増えているからだと考えております。現在警察も総力を挙げて検挙、抑止の両面で様々な施策を立ち上げるとともに、プロジェクト等を組んで、最大限の人員を投入しているところではございますが、これらの対策の実効性を高めるには、先ほど署長からお願い申し上げましたとおり、皆様方によるハード、ソフトの両面でのより一層のお力添えが不可欠となりますので、引き続きのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上となります。

会長：次に「平成30年上半期の板橋区内火災状況」について、板橋消防署地域防災担当課長にお願い致します。

平成30年上半期の板橋区内火災状況

板橋消防署地域防災担当課長

それでは、資料3-1につきまして板橋、志村両消防署を代表しまして、ご説明させていただきます

ます。

平成 30 年上半期の板橋区内の火災状況でございます。まず火災件数でございますが、6 月 30 日現在で 69 件の火災が発生しております。昨年の同時期と比べますと、25 件の減少となっている状況です。次に火災の内訳でございますが、建物火災が 47 件、全体で約 7 割を占めております。昨年同時期と比べますと、27 件の減少となっている状況です。焼損床面積でございますが、451 平方メートル、昨年同時期と比べますと、3 平方メートルの減少となっている状況です。死傷者数としましては、死者は先ほど署長からも話がありましたとおり、3 名発生しております。けがをされた方が 20 名でございます。死者の方につきましては、昨年同時期と比べますと、2 名増加となっておりますが、志村消防署管内で発生した 1 名につきましては、自損でございます。また、自損以外の 2 名につきましては、板橋消防署管内で発生しておりますが、いずれも 65 歳以上の高齢者となっております。火災の死者の発生状況でございますが、東京消防庁全体でも、現在増加の傾向にございます。資料に記載はございませんが、現在まで 44 名の方が住宅火災で亡くなっております。こちら昨年同時期と比べますと、7 名の増加となっております。また、火災による死者の内、65 歳以上の高齢者の割合は約 82% となっております、こちら昨年同時期と比べますと、6 ポイントの増加となっております。

次に出火原因についてご説明させていただきます。相変わらず放火が第一位となっております。次いで電気関係、たばこという状況です。下のグラフをご覧くださいますと、放火火災につきましては、出火原因の約 3 割を占めております。家の周りの整理整頓、周囲に可燃物を放置しないこと、収集日以外のゴミ出しの禁止、敷地内にあります物置などの施錠管理といったことを引き続きしていただきまして、放火されない環境づくりにご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

続きまして、住宅用火災警報器についてご説明させていただきます。板橋、志村両消防署では住宅用火災警報器の設置、維持管理について、区民の皆様と接するあらゆる機会をとらえまして、広報を実施しております。住宅用火災警報器ですが、火災を早期に発見し知らせることによりまして、大切な命を守る大変重要な防災機器でございます。現在 8 割以上の住宅に設置されてございますが、必要なすべての場所への設置は 6 割程度にとどまっているという状況でございます。また、設置から年数が経過しているものにつきましては、電池切れや電子部品の寿命、故障などによって火災を感知できなくなっている機器もございますので、ぜひ定期的な点検をお願いしたいと存じます。点検方法についてでございますが、チラシに記載がございますが、住宅用火災警報器の本体にボタンが付いている場合はそのボタンを押していただく、また紐がついている場合には紐を引いていただくことによって、確認することができます。ボタンを押したり紐を引いたりしても何も反応がない場合につきましては、電池切れや故障の可能性がございますので、電池または機器本体の交換についてご検討をお願いしたいと思います。先ほど東京消防庁全体の住宅火災による死者 44 名というご説明をしましたが、この内 30 名の方が住宅用火災警報器の設置がなかったという状況でございます。繰り返しになりますが、火災の早期発見、そして避難につなげ、大切な命を守るという観点から、ぜひ住宅用火災警報器の設置、それから維持管理をお願いしたいと存じます。

また、火災による死者についてですが、65 歳以上の高齢者の方が非常に増えている状況をふまえて、板橋と志村両消防署では、区、町会・自治会、そして消防団の皆様との連携を密にし、住まいの防火防災診断を推進しております。我々消防では総合的な防火防災診断と呼んでおりますが、消防職員が高齢者などの災害時に支援が必要な方のご自宅を訪問いたしまして、火災や地震、それから家庭内の事故の危険性について、アドバイスをしております。住まいの防火防災診断に

つきまして、ご相談、お問い合わせ等がございましたら、消防署までご連絡をお願いしたいと存じます。

最後になりますが、熱中症の資料をご覧ください。今年は6月下旬に梅雨が明け、連日30度を超える厳しい暑さが続いております。例年6月から9月は、熱中症により救急搬送される方が大変増加する時期でございます。特に急に暑くなって暑さに体が慣れていない7月が、最も救急搬送が多くなっているという状況でございます。今年は東京消防庁全体で、既に900人弱の方が熱中症により救急搬送されております。板橋区内でも現在40名を超える方が救急搬送されているという状況でございます。しかもその半数以上は、65歳以上の高齢者となっております。ご存知かと思いますが、熱中症は屋外だけでなく屋内でも発生いたします。先般、新聞でも報道されておりましたが、昨年度の熱中症の搬送事例を分析したところ、発症した場所で最も多かったのは、実は住宅内ということでございます。そして二番目が道路や駅、公園や運動場は三位だったという状況でございます。室内で体温調節がうまくいかずに倒れてしまうというケースが多いようでございます。よく言われていることですが、早めの水分補給、また屋内でも安心することなくエアコン等で適切な温度管理をお願いしたいと存じます。そして体調が悪い場合は、遠慮なく救急車を要請していただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。お手元の「STOP 高齢者の熱中症」という資料の中に、熱中症の事例や防止の心得等を記載してございますので、参考にいただければと存じます。

以上で説明を終了いたします。

会長：悪質商法等による消費者被害について、くらしと観光課長から説明いたします。

悪質商法等による消費者被害について

くらしと観光課長

資料の4-1をご覧ください。悪質商法等による消費者被害について説明させていただきます。「1 最近の消費者相談の傾向」でございますが、平成29年度の相談件数は、昨年度よりも2%減少いたしまして、3,566件でございます。そのうち「架空・不当請求」に関する相談は456件であり、昨年度に比しまして11%減少しております。また、商品、サービスの分類では、デジタルコンテンツが一番多く、インターネットを通じてのトラブルが多い状況がうかがえます。

「2 悪質商法等被害の事例」でございますが、一例をご紹介します。最近では葉書による被害も多くなってございます。相談事例1は個人情報保護シールまで貼られている葉書による架空請求でございます。相談対応といたしまして、相談者が電話をしてしまったということでしたので、今後その履歴を見て、電話がかかってきても対応しないようにという助言を行いました。2ページをご覧ください。インターネット通販のトラブルといたしまして、女性向けのダイエット、エステという内容の相談が多くなってございます。3ページの内容といたしまして、最近では電話ではなかなかうまくいかず、直接訪問し販売、買取等、直接押しかけて来るという相談が多くなってございます。このような場合は、弁護士のアドバイスを受けたり、相談員が直接斡旋を行うという対応をとっております。詳しい内容につきましては、後程ご確認いただければと思います。

資料4-2をご覧ください。平成29年度1年間に消費者センターに寄せられた相談件数の一覧になります。「1 相談件数」は先ほどご説明したとおりでございます。東京都全体で、相談件数は減少傾向でございます。啓発の効果、また相談の窓口が増えたことも要因の一つかと分析しております。「2 相談区分」ですが、苦情が圧倒的に多く3,384件ございました。「3 契約当事者の属性」でございますが、男女別では女性が多く、年代別では40代が一番多い状況でございます。また70代につきましては、昨年より件数が増加しております。相談内容としてはスマートフォンの普及に比例して増えている状況でございます。「4 販売購入形態の内訳」でございますが、昨年同様、通信販売の件数が圧倒的に多い状況でございます。「5 架空・不当請求契約当事者年代別件数」「6 相談にかかる商品・サービスの上位5位」は、表記のとおりとなっております。後程ご確認いただければと思います。

最後に資料4-3をご覧ください。主な問題商法の一覧として、商法の名称を載せさせていただいております。参考までに添付をいたしましたので、後程ご確認ください。

消費者センターでは、相談の中身について、非常に悩みが深く、金額も相当高い被害にあっているという状況に対して、なんとか解決の糸口を見つけようとセンター全体で取り組んでいるところでございます。

説明は以上となります。

会長：以上で報告事項を終了いたします。ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見があらうかと存じますが、後ほど一括してご発言いただきたいと思います。次に議題に入ります。「平成30年度生活安全協議会活動方針(案)」について防災危機管理課長から説明いたします。

4 議 題

平成30年度板橋区生活安全協議会活動方針(案)

防災危機管理課長

「平成30年度板橋区生活安全協議会活動方針(案)」について説明をさせていただきます。資料5をご覧ください。

「1 活動方針」でございます。(1)「いたばし生活安全都市宣言」で宣言している「地域防犯力の向上」を図るため、板橋区や関係機関・団体は、意識啓発活動を積極的に進めてまいります。(2)生活安全協議会は、共通の事業を行い、関係機関・団体の連携を強めるとともに、地域ぐるみの運動につなげていきます。(3)重点項目を決めて専門部会を設置し、後程説明をいたします事業計画に基づき効果的に活動を行い、地域ぐるみで犯罪の防止を図ってまいります。

次に「2 今年度の重点項目」でございますが、(1)特殊詐欺・悪質商法対策、(2)子どもに対する犯罪の防止対策、(3)火災予防対策、この3点とさせていただきますと考えています。特に2番の子どもに対する犯罪につきましては、近年、子どもに対する凶悪な犯罪が目立ってマスコミ等で報道されている状況です。板橋区からは決してこのような犯罪を起こさせないという

揺るぎない決意を持って取り組んでいきたいと考えております。

次に「3 事業計画」についてでございます。始めに「(1) 専門部会の設置」ということで、板橋区の安心・安全を一層推進させるため、専門部会を設置し、専門部会委員と区、警察署、消防署の担当課長とが、具体的な施策について議論する場を設けます。昨年度までは重点項目を2つに分けて2つの専門部会を設置してまいりましたが、今年度は1つの専門部会とし、1年間の犯罪、火災の統計がまとまる2月頃に、統計に基づいた施策を議論する場としていきたいと考えております。

次に「(2) 関係機関、団体等と協働で行う事業」としまして、「①板橋区犯罪抑止生活安全のつどい」を、今年度は9月18日火曜日に文化会館大ホールにて開催する予定です。「②板橋区生活安全の日イベント」につきましては、12月20日木曜日に高島平区民館で開催予定でございます。2ページ目をご覧ください。「③地域安全マップ作製講習会」はPTA小学校連合会との共催でございますが、すでに6月30日に文化会館を会場に実施しております。49名のご参加をいただきまして、アンケートでも非常に好評でございました。「④防犯パトロール事業」としまして、「板橋セーフティ・ネットワーク」や主に防犯カメラ設置に対する助成の「地域団体への防犯設備整備補助金の交付」を引き続き進めてまいります。

「(3) 区が実施する事業」でございます。「①総合安心・安全パトロール」でございます。昨年度まで実施しておりました「安心・安全パトロール」とは大きく異なり、内容を拡充しております。先ほども説明いたしましたが、昨年度は、「安心・安全パトロール」と、区の他の業務である「資源持ち去り防止パトロール業務」と「公園総合防犯警備業務」がそれぞれパトロールを行っておりました。これを統合し、24時間切れ目のないパトロールを実施するというものでございます。これにより3台のパトロールカーが常時区内を回る体制を整えることができ、パトロールができる範囲も大きく広がりました。今まで小学生の下校時だけのパトロールであったものが、登校時間帯も通学路をパトロールできることになっております。「②詐欺対策機器購入費補助事業」でございます。こちらは本年度の新規事業でございます。特殊詐欺被害が非常に増えている状況に対しまして、その被害防止に効果がある迷惑防止機能付き電話等を購入した区民に2,000円の補助金を支出し、その普及を図っていくという事業でございます。次ページをご覧ください。「③自動通話録音機無償貸与事業」でございます。こちらでも特殊詐欺に対する本年度の新規事業でございます。70歳以上の区民の方に、電話機に接続して使用する自動通話録音機を無償で貸与する内容でございます。現在、その配布方法について3警察署と協議をしており、9月頃に貸与の受付を開始したいと考えております。「④親子体験型防犯講習会」です。4月から小学校に入学する児童とその保護者を対象に、犯罪に巻き込まれない手法を体験しながら習得してもらうという事業でございます。毎年好評をいただいております。昨年度は同じ内容で3回実施しております。今年度も同様に3回実施する予定でございます。

最後に「(4) 広報活動」といたしまして、資料に記載のとおり、各種媒体を活用して、犯罪情報や安全対策などについて引き続き情報提供をしてまいります。

以上の取り組みを今年度推進していきたいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いたします。以上でございます。

会長：ただいま「平成30年度生活安全協議会活動方針（案）」について説明を申し上げました。

先程の報告事項も含めてご意見、ご質問等ございましたらご発言をお願い致します。

質疑・応答

質問 大野 はるひこ委員

平成 30 年度新規事業の詐欺対策機器購入費補助事業につきまして、既に事業が開始しておりますが、現在の対応状況をお聞かせください。

また、自動通話録音機無償貸与事業につきまして、9 月以降に実施となっておりますが、このような場でどのような形で進めていくのか情報をいただけると、区民の皆様にもより周知ができると思います。警察との協議状況と、協議が決まった後、どのような形で区民の皆様にご案内をしていくのかをお聞きかせください。

回答 防災危機管理課長

まず、詐欺対策機器購入費補助事業でございますが、6 月から既に受付を開始しております。区内の電機大型店舗や東京都電機商業組合板橋支部にチラシを配布し、周知をお願いしております。また、広報いたばしにおいても周知を行いました。現在、予算的にはまだ余裕がございますので、追加の広報が必要だと考えております。

自動通話録音機無償貸与事業につきましては、もう少し早い時期に始めたかったのですが、業者側において機器の在庫がない状況のため、9 月からとなりました。現在、業者が決まっております。配布方法について未確定ではありますが、基本的には先着順を考えております。お近くの 3 警察署か区役所本庁舎で受付をする予定でございます。受付、配布方法が確定次第、広報いたばしで周知をさせていただきます。

質問 大野 はるひこ委員

総合安心・安全パトロールが 6 月から開始し、現在 24 時間切れ目ないパトロールが実施されておりますが、開始から約 1 か月の間に、事業の効果があればお聞かせください。

また、条例に違反する行為を中止させると記載がありますが、実際にパトロールされている方々は、このような行為を発見した場合に、注意等どこまで権限があるのか、警察との連携はどのように行っているのかについてお聞かせください。

回答 防災危機管理課長

まず、24 時間化の効果でございますが、夜間の公園のパトロールを実施するようになりましたので、公園での不審者情報の報告が入るようになりました。実際にパトロールを行っている総合警備保障の方については、条例違反等の行為を発見した場合、基本的には声かけをするようにしております。警察に通報するような内容でなければ区にのみ報告が入ります。明らかに取り締まりが必

要な場合は、警察に連絡をするようになっております。

条例に違反する行為につきましては、例えばバーベキューができる河川敷や公園において、無届けの方への声かけ対応をする等、区の制度に基づいて明らかに違反している行為について、注意、報告をしてもらっております。

会長：他にいかがでしょうか。

質問、意見なし

会長：それでは、「平成30年度生活安全協議会活動方針（案）」につきまして皆様にお諮りいたします。賛成の方は拍手をお願い致します。

拍手（異議なし）

会長：賛成多数と認めます。活動方針につきましては、このとおりと決定します。ありがとうございました。これをもちまして、平成30年度板橋区生活安全協議会を閉会させていただきます。